

発行者

山形県酒田市砂越字小形111番地  
大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

TEL 0234 - 52 - 2350 (代)

FAX 0234 - 52 - 3515

URL <http://o-machikou.info>

Email [info@o-machikou.info](mailto:info@o-machikou.info)

## 謹賀新年



酒田市 松山城大手門  
(山形県指定有形文化財)

# 新年にあたり



## 大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆



平成二十一年の新春を迎え、組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきまして組合員の皆様からご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成二十年の夏は突発的な集中豪雨に見舞われる、いわゆる「ゲリラ豪雨」が各地で発生し、当土地改良区管内にも一部被害をもたらしました。同地的な豪雨の続発は地球温暖化が要因ともいわれますが、現在の気象予報技術では局地的な集中豪雨の発生を正確に予測することは難しいといわれ、現状の防災対策だけでは十分に被害を防げなくなることが心配です。

昨年の稲作に於いては、六月から七月の二ヶ月間にわたり、近年にない雨量不足となりましたが、水利については万全の体制で乗り越えることができました。

農林水産省は十二月九日二〇〇八年産水稲の作況指数が一〇二で確定したとの発表がありました。

山形県は一〇四となり豊作に当たる「やや良」となったのは二〇〇一年以来七年振りのことで、全国的に天候に恵まれたためと言われています。大変喜ばしいことと思います。

戦後の農政の大改革と言われた政策の基に農家は市場原理を基本に、競争力のある担い手育成を主体に「経営安定対策」と農業生産と多面的機能の一層の発揮を目指す「農地・水・環境保全向上対策」の元で二年目を迎えました。

資源保全の施策については、農地や用排水路、道路といった資源、施設は不可欠な生産基盤であり、同時に、洪水防止などの多面的機能を持っており生活環境の保全向上のためにも当土地改良区は施設の維持管理を踏まえたこの事業に

は積極的に参加をしております。

また、全国水土里ネットが中心となり進めてきました「二十一世紀土地改良区創造運動」では、市内各小学校の校外学習の受入、管内各地域協議会の施設研修の受入、郡鏡地域との「水の旅」、小牧川水環境改善の取り組みの一つである酒田市立松原小学校「小牧川の生き物調査」などの各行事には積極的に参加し一緒に進めてまいりました。

平成二十二年度完了予定の「国営最上川下流沿岸農業水利事業」は当初計画とおり進んでおり、その一連の「集中管理施設が大町溝土地改良区の敷地内に今年四月から設置工事をするので進めており草薙頭首工からの用水が将来とも安定した取水配分が可能となり、維持管理を含めた農家負担の軽減を図って行きたいと思えます。

現在、地方分権をめぐる協議がなされておりますが、大規模かつ基幹的な農業水利施設については、今後とも国営事業として責任をもつて整備すべきと思えます。

本年も穏やかで稔り多き年となりますことと、組合員の皆様のご健勝をご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

あけまして  
おめでとうございます

### 大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆

副理事長 鈴木敏夫

会計係理事 伊藤幹雄

理事 佐藤清人

同 佐藤 良

同 平向徳正

同 前田 茂

同 佐藤孝喜

同 須田正弘

総括監事 齋藤久太郎

監 事 寒河江 繁

同 木村 隆

外職員一同

# 新年を迎え

## 東北農政局

### 最上川下流沿岸農業水利事業所



所長 浅田 務



大町溝土地改良区の組合員の皆様、新年明けましておめでとうございませう。

平成十三年度に着工した国営事業最上川下流沿岸地区は、今年、九年目を迎えることとなります。この間、多くの老朽化した施設の改修が地域の皆様はじめ関係機関等のご協力の下に進められてきました。大町溝土地改良区管内の農業水利に関わる施設の改修としては、最上川からの取水口として昭和四十年代初頭に造成された草薙頭首工のゲート、除塵設備、管理設備等の改修、その頭首工から遠方の受益地まで水を運ぶ右岸幹線

用水路のうち頭首工地点から始まるトンネルの改修が行われてきました。穴があくほど錆が広がった



草薙頭首工

4門のゲートは新しいものに入れ替えられ、除塵設備はゴミが詰まりにくい多重回転円盤式スクリーンに置き換えられ、ゲート等の操作に必要な管理設備も更新されたことから、草薙頭首工の維持管理は容易になりました。また、地下水が方々で浸入していたトンネルについても劣化の状態に応じた様々な工法によって構造的、水理



平田揚揚水機場

的な機能の回復が図られました。さらに、相沢川から取水する平田揚揚水機場も改築され、新しいポンプが据え付けられました。今後、広大な本地区の水管理を

よりの確に行えるようにするため、主要な施設の遠方監視・制御機能を有する水管理施設の整備を進めるほか、引き続き水路改修等を進め、平成二十二年度に本事業を完了する予定であります。国営事業が完了しますと事業所職員はこの地を去りますが、更新された巨大な水利システムを活かし、将来に亘って庄内地域が我が国の食料の安定供給を支え続けることを願う次第であります。組合員とご家族の皆様のご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

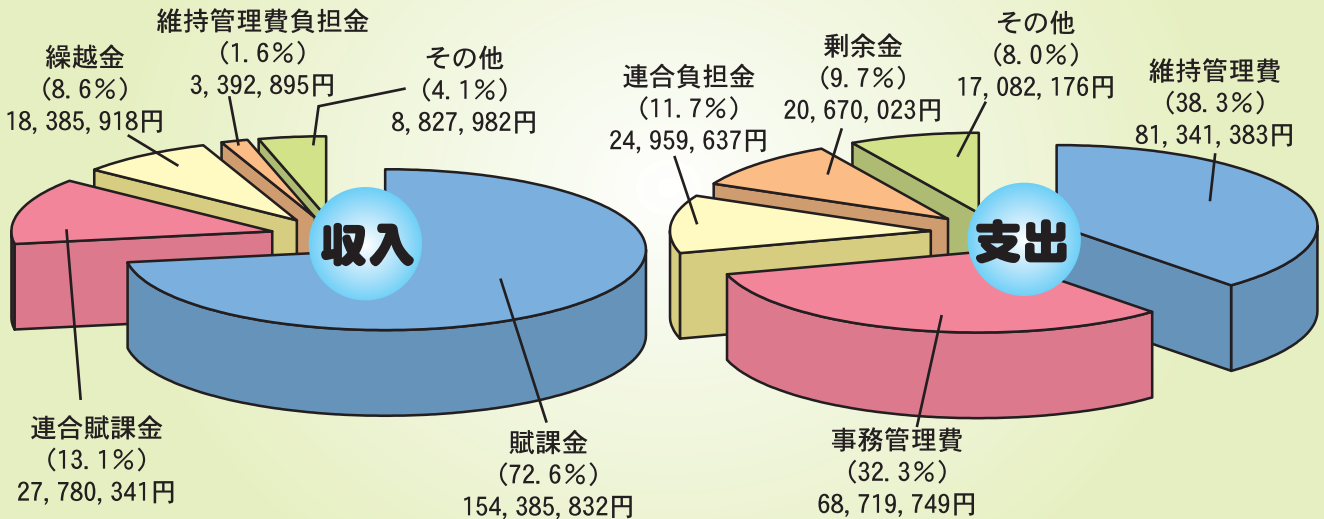


導水幹線トンネル

# 大町溝土地改良区 平成19年度決算状況

## ☆一般会計

収入 212,772,968円  
 支出 192,102,945円  
 差引額 20,670,023円 平成20年度に繰越す



## ☆特別会計

単位(円)

特別会計名	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
県営土地改良事業	711,886,939	699,179,724	12,707,215	平成20年度に繰越す
団体営土地改良事業	61,985,363	59,159,716	2,825,647	平成20年度に繰越す
担い手育成支援事業	29,893,584	29,878,894	14,690	平成20年度に繰越す
役員退任慰労金	1,586,032	211,000	1,375,032	平成20年度に繰越す
水源涵養林	22,821,181	9,165	22,812,016	平成20年度に繰越す
事務所等維持管理	1,873,909	116,159	1,757,750	平成20年度に繰越す
決済金	136,735,857	22,166,368	114,569,489	平成20年度に繰越す
土地改良事業積立金	165,979,737	224,423	165,755,314	平成20年度に繰越す
顕彰金	3,321,225	973,730	2,347,495	平成20年度に繰越す
自動車償却及び購入基金積立金	3,402,471	1,140,000	2,262,471	平成20年度に繰越す
職員退職給与金	57,260,116	0	57,260,116	平成20年度に繰越す



平成20年度第1回臨時総代会



議長 白畑与喜雄総代

去る平成20年8月27日、当土地改良区事務所会議室において、総代42名のうち37名の出席の上、白畑与喜雄総代の議長により、平成19年度一般会計及び特別会計収入支出決算並びに財産目録の承認、平成20年度補正予算、を含む全13議案が全員賛成で可決決定されました。

平成20年度第1回臨時総代会

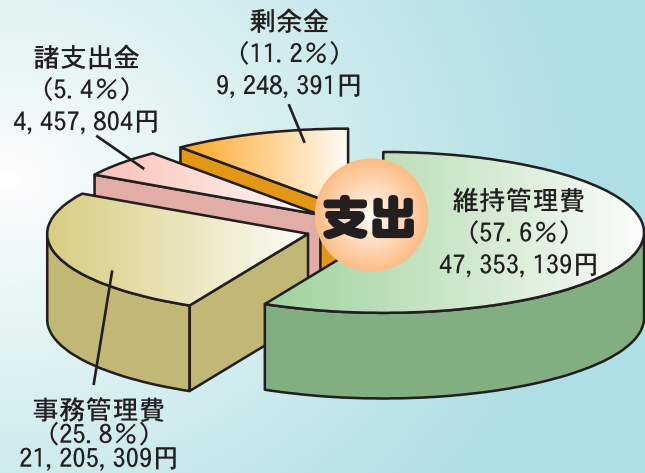
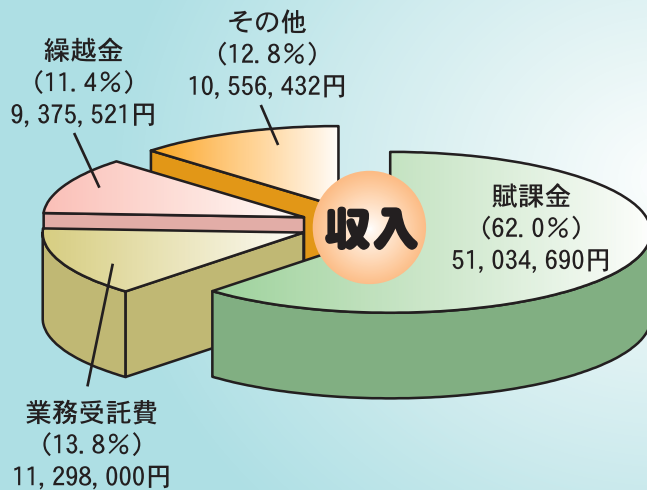
# 最上川下流右岸土地改良区連合

## 平成19年度決算状況

## ☆一般会計

収 入	82,264,643円
支 出	73,016,252円
差引額	9,248,391円

平成20年度に繰越す



## ☆特別会計

単位 (円)

特別会計名	収入決算額	支出決算額	差引額	備 考
自動車償却及び購入基金	1,169,173	0	1,169,173	平成20年度に繰越す
職員退職給与金	23,561,559	582,200	22,979,359	平成20年度に繰越す
役員退任慰労金	1,823,692	0	1,823,692	平成20年度に繰越す
褒 賞 金	643,855	0	643,855	平成20年度に繰越す
事務所整備資金	640,125	0	640,125	平成20年度に繰越す
財政調整資金	73,892,935	9,000,000	64,892,935	平成20年度に繰越す

## ☆最上川下流右岸土地改良区連合財産の状況

区 分	土地 (敷地等)	土地 (山林原野等)	建 物
面 積	6,553.04㎡	18,009.00㎡	469.87㎡

## ☆最上川下流右岸土地改良区連合所属土地改良区の現状

項 目	大町溝土地改良区	日向川土地改良区	合 計
地区総面積	2,928.5ha	5,609.7ha	8,538.2ha
内 連 合 関 係 面 積	2,804.6ha	3,460.2ha	6,264.8ha
組 合 員 数	1,541人	3,374人	4,915人
内 連 合 関 係 組 合 員 数	1,472人	1,739人	3,211人

# 平成20年度 視察・研修・校外活動等のようす

☆校外活動 (2008/5/16 及び 9/29)  
酒田市立松山小学校5年 農業体験学習



苗を一株ずつ大切に植え付け



コンバインでの稲刈りも体験

☆公民館活動・農地・水・環境保全活動 (2008/6/7)  
地見っ子研修会 (南部公民館・南部地域環境保全会)



土地改良施設の見学(草薙頭首工)



☆公民館活動・農地・水・環境保全活動 (2008/7/26)  
郡鏡コミュニティー「水の旅」 (郡鏡地域協議会・郡鏡地域保全会)



1,000匹 魚のつかみ取り

☆視察 (2008/6/11)  
酒田市 亀ヶ崎農家区



草薙頭首工・大町溝資料館の見学

☆視察 (2008/6/25)  
酒田市 生石老人クラブ



草薙頭首工の見学

☆研修 (2008/7/7)  
茨城県 河間土地改良区研修



土地改良区運営についての研修

☆視察 (2008/7/18)  
酒田市 上郷老人クラブ福寿会



草薙頭首工の見学

その他多くの団体より視察研修いただきました。掲載の写真については、大町溝土地改良区ホームページよりご覧いただけます。URL: <http://www.o-machikou.info/>  
☎ 学校や公民館及び自治会研修活動の場として活用下さい。  
★問い合わせ 大町溝土地改良区 総務課 庶務係 久松まで ☎52-2350

総代研修の報告 (2008/7/3~5) 32名の総代の参加により  
土地改良区運営と21世紀創造運動について研修  
研修先 山田堰土地改良区(福岡県)・玉名平野土地改良区(熊本県)・通潤地区土地改良区(熊本県)



菱野の三連水車による揚水



玉名平野土地改良区 頭首工操作室

## 土地改良区推薦の酒田市農業委員会選任委員に 鈴木敏夫 副理事長 就任

この度、酒田市農業委員の改選が行われ、酒田地域の土地改良区推薦の選任委員として、大町溝土地改良区 鈴木敏夫 副理事長が就任しました。

(任期 平成20年12月1日より平成23年11月30日の3ヶ年)



## 大町溝土地改良区 管理施設の使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設(用排水路・農道等)を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。(承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。)

### ※他目的使用の場合

(電柱(支柱、支線を含む)及び鉄塔設置・管類の地下埋設・広告物、街灯等・橋梁等・駐車場)

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料2,000円)

◎使用料又は阻害補償料については、大町溝土地改良区管理課へ問い合わせ下さい。

### ※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用することとなります。

(取扱手数料7,000円)

◎浄化水及び排水放流使用料については、大町溝土地改良区管理課へ問い合わせ下さい。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 管理課 朝井・住石まで

## 会計課よいのお知らせ

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれております。また、ほ場整備事業等の償還金は債務返済のための資金であります。

昨今の厳しい農業情勢の中で未収金が増える傾向となっており、ほ場整備を行った地区全体に迷惑がかかることとなります。

土地改良区としましては未納者へ個別対応を行わせていただいておりますが、農地の処分を希望する方もおられ、農地を取得していただける方を、農業委員会等のご協力をいただきながら探しております。

組合員の皆様には今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

農地の拡大を考えておられる方は、大町溝土地改良区 ☎52-2350 会計課 長谷部・能登山まで連絡願います。

# ＝農地の移動・転用は忘れずに届出下さい＝

◎大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年2月末日現在で決定しております。平成21年度の賦課面積異動も今年の**2月27日(金)**までとなっており、農地の権利等に移動があったときは組合員自ら土地改良区に届出していただくことになっております。農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。心当たりの方は、忘れずに届出下さい。また、届出に必要な下記書類を持参のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。なお、農業委員会や農協・共済組合の手続きだけでは大町溝の面積は変わりませんので「必ず届出」をお願いします。

各様式は大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) よりダウンロードできます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係 水落・小松まで

## ☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き

所有権移転		使用収益権移転	資格喪失 (解約)
売買・贈与・交換	相 続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更・賃貸借	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新現資格者双方の印鑑</li> <li>・農業委員会長の確認印</li> </ul> もしくは <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地登記簿謄本</li> </ul> (法務局より) <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地権利書</li> <li>・農地法第3条許可書</li> <li>(農業委員会より)</li> <li>・農用地利用集積計画書の許可書(農業委員会より)</li> </ul> 上記のいずれかの書類の写しを添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新資格者の印鑑</li> <li>・土地登記簿謄本</li> </ul> (法務局より) <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地権利書</li> </ul> 上記のいずれかの書類の写しを添付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡年月日を明記</li> <li>・現資格者の印は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新現資格者双方の印鑑</li> <li>・農業委員会長の確認印</li> </ul> もしくは <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条許可書</li> <li>(農業委員会より)</li> <li>・農用地利用集積計画書の許可書</li> <li>(農業委員会より)</li> </ul> 上記のいずれかの書類の写しを添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新現資格者双方の印鑑</li> <li>・農業委員会長の確認印</li> </ul> もしくは <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第20条の確認通知(合意解約)の写し添付</li> <li>(農業委員会より)</li> </ul>

※各種手続きの際に、賦課金引落とし口座の確認可能な書面を持参下さい。

その他

- ・住所が変更となった場合は、住所変更届の提出が必要。
- ・賦課金引落とし口座の変更の場合は、賦課金引落とし口座番号変更届(通帳印が必要)の提出が必要。

## ☆農地を転用(農地転用等の通知)する場合の手続き

公共事業による農地の買収の場合があった時は、大町溝土地改良区財務係までご一報下さい。(☎52-2350)

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条転用 (自所を地目変更)	農地法第5条転用 (所有権の移転を伴う地目変更)	公共事業買収に伴う転用
通知書への記載事項	転用組合員名・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員名(現在の組合員)・印鑑 転用関係者名(新たな取得予定者)・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員からの申し出
位置図	○	○	
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
その他			事業概要書
	↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。		決済金を納入後、地区除外となる。

## 平成20年 大町溝土地改良区賦課金 是認額一覧表

**重要**

科 目	工 区 等	10a 当り賦課金 (円)	是認割合	是認額 (円)
一般会計		6,130	100.0 %	6,130
県営特別会計	飛鳥地区排水対策	2,095	100.0 %	2,095
	内郷地区	12,850	77.9 %	10,000
	山元地区	14,195	70.8 %	10,042
	中平田東地区	10,000	100.0 %	10,000
	同 (H19繰上償還分)	4,816	100.0 %	4,816
	南平田地区	12,290	81.4 %	10,000
	同 (H17繰上償還分)	6,670	100.0 %	6,670
	西平田地区	田 13,475	77.4 %	10,418
	同	畑 8,090	100.0 %	8,090
	同 (H19繰上償還分)	田 9,672	100.0 %	9,672
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,803	100.0 %	5,803
	中平田南地区	田 12,515	87.7 %	10,972
	同	畑 7,510	100.0 %	7,510
	同 (H19繰上償還分)	田 9,060	100.0 %	9,060
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,436	100.0 %	5,436
	大正溝地区	14,410	82.8 %	11,921
	砂越地区	田 12,935	77.4 %	10,000
	同	畑 7,760	100.0 %	7,760
	同 (茨野新田 H10繰上償還分)	9,135	100.0 %	9,135
	同 (H12繰上償還分)	田 8,846	100.0 %	8,846
	同 (H12繰上償還分)	畑 5,307	100.0 %	5,307
	同 (H19繰上償還分)	田 9,514	100.0 %	9,514
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,709	100.0 %	5,709
	中平田西地区	9,955	100.0 %	9,955
	同 (H14繰上償還分)	7,553	100.0 %	7,553
	飛鳥砂越地区	7,090	100.0 %	7,090
檜橋地区 (H9繰上償還分)	5,224	100.0 %	5,224	
団体営特別会計	南田沢第二地区	540	100.0 %	540
	上郷溝地区	9,835	100.0 %	9,835
	石名坂地区	9,265	100.0 %	9,265
	飛鳥地区	10,835	92.3 %	10,000
	山寺地区	14,810	67.6 %	10,000

是認額一覧表は確定申告時に必要となります。

**各地区是認額についての注意事項**

- ・ 10a 当たりの賦課金が10,000円未満の地区は全額
  - ・ 10a 当たりの賦課金が10,000円以上の地区は、必要経費の試算により最低でも10,000円
- ※詳しい内容のお問い合わせは、大町溝土地改良区総務課財務係までお願いします。

**☆是認額について**

土地改良区に納付した賦課金については確定申告に際し、全額必要経費としてみとめられる性質のものではありません。  
一定の是認( ぜにん )割合で掛けた是認額が必要経費として認定されることとなっております。

**☆是認割合の算定**

” ほ場整備の実施により農地の価値が上がった分を個人の永久資産ととらえ、農業経費としては認められない。”  
という税務上の判断から、工事費の中からその永久資産経費を除き、工事費に対する繰延資産取得率( 事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合 )をほ場整備実施地区毎に算定し、計算した金額が是認額となっております。

**☆是認額の計算式**

( 賦課額より維持管理費を除いた額 × 繰延資産取得率 ( 注1 ) ) + 維持管理費 ( 注2 ) = 地区是認額

$$\frac{\text{地区是認額}}{\text{繰延資産取得率}} \div \text{地区面積} = 10a \text{ 当たり是認額}$$

$$C + C' / A = C / D$$

事業費(取得費)の内訳			
B	C	B'	C'
永久資産	繰延資産	共通経費	
整地工 用地補償費 換地費	用排水路工 道路工 暗渠排水工 客土工 営繕費	工事雑費 測量試験費 事務費	
← D →			
← A →			

注1・・・繰延資産取得率とは、事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合です。  
注2・・・維持管理費とは、賦課事務費と当年の償還利子額を合わせた額です。

大町溝土地改良区のホームページ <http://o-machikou.info/> に掲載されておますので活用ください。

※問い合わせ先：大町溝土地改良区 総務課 財務係 水落まで ☎52-2350

税務署からの  
お知らせ



さらに便利で使いやすく!  
ネットでも申告・納税。  
**e-Tax**  
国税電子申告・納税システム

**確定申告は便利なe-Taxで**

- 国税庁ホームページから電子申告
- 最高 5,000円の税額控除(19年適用者は受けられません)
- 添付書類を提出省略
- 還付申告がスピーディー

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

税務署

# 財務状況のあらまし

☆長期借入金の状況

※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度
南田沢第二地区かんがい排水事業	602	H26	西平田地区ほ場整備事業	336,998	H25
飛鳥地区排水対策特別事業	3,986	H24	中平田南地区ほ場整備事業	268,915	H32
飛鳥地区区画整理事業	26,610	H25	大正溝地区ほ場整備事業	198,411	H33
山寺地区区画整理事業	80,910	H28	砂越地区ほ場整備事業	195,315	H35
内郷地区ほ場整備事業	154,006	H23	中平田西地区ほ場整備事業	110,850	H31
山元地区ほ場整備事業	19,186	H20	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	14,696	H25
南平田地区ほ場整備事業	24,795	H22	合 計	1435,280	

☆平準化事業資金借入金の状況

※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度
上郷溝地区区画整理事業	69,400	H28	中平田東地区ほ場整備事業	103,540	H28
石名坂地区区画整理事業	17,810	H28	南平田地区ほ場整備事業	97,540	H29
飛鳥地区区画整理事業	33,830	H29	西平田地区ほ場整備事業	116,140	H29
山寺地区区画整理事業	41,390	H29	中平田南地区ほ場整備事業	14,560	H29
内郷地区ほ場整備事業	183,890	H29	大正溝地区ほ場整備事業	3,540	H29
山元地区ほ場整備事業	132,570	H29	合 計	814,210	

☆区有財産の状況

◎土地(敷地等) 7,790.07㎡ 	◎山林(山林等) 402,838.24㎡ 	◎建物(面積) 883.86㎡ 	◎自動車 7台 	◎バイク・スクーター 3台 	◎有価証券 出資金 1,423,500円
---------------------------	-----------------------------	------------------------	----------------	----------------------	----------------------------

訂正前

訂正後

中平田東地区 248.5ha  
(単位: 円/10a)

年度	平準化資金	実際の償還金
H21	4,533	10,000
H22	4,533	10,000
H23	4,533	10,153
H24	4,533	0
H25	4,533	0
H26	3,628	0
H27	2,533	0
H28	1,327	0
計	30,153	30,153

中平田東地区 248.5ha  
(単位: 円/10a)

年度	平準化資金	実際の償還金
H21	5,445	10,000
H22	5,445	10,000
H23	5,445	10,000
H24	5,445	6,219
H25	5,445	0
H26	4,358	0
H27	3,042	0
H28	1,594	0
計	36,219	36,219

平成20年5月1日発行  
第133号の訂正のお願い  
中平田東地区償還金年次計画表の平成21年度以降の償還額に誤りがありましたので左記の表のとおり訂正をお願いします。

